()
	オ務省受許の監査正月に関けらり閉守な
- (昭禾三十	
- 年	ロー・一下 て気針子等ー・
 上 、	コフン
(第一条][6]	ラーと目が

(監査証明に相当すると認められる証明) (監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三場合は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三時)第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。)から外国会社等財務書類をいう。)について同法第二条第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。)について同法第二条第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。)について同法第二条第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。)について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。 (監査証明を受けることを要しない旨の承認)	改正法
(新設) (新設) (新設) (新設) (監査証明を受けることを要しない旨の承認) (監査証明を受けることを要しない旨の承認) 事類を提出すべき財務局長等(開示府令第二十条(第三項を除く。 事類を提出すべき財務局長等(開示府令第二十条(第三項を除く。)又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十条の規定により当該書類を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。)に提出を対ればならない。	現

(削る)

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第 四半期連結財務諸表 規則第一条に規定する中間連結財務諸表をいう。 する四半期連結財務諸表をいう。 諸表をいう。以下同じ。)、中間連結財務諸表 合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表 じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場 士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同 の法第百九十三 (連結財務諸表 (開示府令第一条第二十一号に規定する連結財務 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士(公認会計 (四半期連結財務諸表規則第一条第一項に規定 の監査証明 以下同じ。)をいう。 (中間連結財務諸表 以下同じ。)及び 「監査証明」とい 以下同じ。

(略

う。

)に関する場合に限る

一条の

第

項

以下

公認会計士法第二十四条の三第 項 (同法第十六条の二第六項

(監査証明を受けないことができる会社の範囲)

第 明」という。 書の適用を受ける財務諸表について公認会計士又は監査法人に相当 する者により法第百九十三条の二第 条の三 以下「令」という。 財務諸表等規則第百二十七条第 金融商品取引法施行令 に相当すると認められる証明を受けた者とする。 第三十五条に規定する内閣府令で定める者 (昭和四十年政令第三百) 項の監査証明 項、 第 一項又は第五項ただし (以 下 <u>-</u> 十 「監査

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第 は、 士法 下同じ。)をいう。以下同じ。 諸表をいう。以下同じ。)及び四半期連結財務諸表 第二十一号に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。)、中間連 六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表(開示府令第一条 外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるもの 務諸表規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。 結財務諸表 一条 次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第 (昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する 法第百九十三条の二第三項に規定する公認会計士(公認会計 (中間連結財務諸表規則第一条に規定する中間連結財務 の監査証明に関する場合に限る。 (四半期連結財 以

(略

公認会計士法第二十四条の三 (同法第十六条の二第六項にお

三第三項に規定する監査関連業務を行つてはならない場合において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の

四~六 (略)

証明に関する場合に限る。 ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査たがし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。 法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で

一 (略)

一項の業務を行つてはならない場合 - 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第

三~五 (略)

場合

は法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する

は、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計

に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計

七 (略)

定する監査関連業務を行つてはならない場合て準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三に

四~六(略)

2

ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。法第百九十三条の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で

(略)

証明に関する場合に限る。

ない場合 | 十四条の二の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはなら二 公認会計士法第三十四条の十一の二において準用する同法第二

三~五 (略)

士法施行令第八条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との

合

七

(略)

監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する関

号から第七号までに掲げる関係を有する場合第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間

(監査報告書等の記載事項)

第四条 ない。 ときは、 押さなければならない。ただし、 項を簡潔明瞭に記載し、 指定有限責任社員をいう。 条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。 監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員 半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、 作成の年月日を付して自署し、 一項に規定する指定社員をいう。 報告書には、 年月日を付して自署し、 この場合において、当該監査報告書、 一十四条の十の五第 前条第 定有限責任社員 「業務執行社員」という。)が、 当該指定証明に係る指定社員 一項の監査報告書、 次の各号に掲げる区分に応じ、 かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が 同 一項に規定する特定証明をいう。 かつ、 法第 以下同じ。 かつ、 自己の印を押さなければならな 中間監査報告書又は四半期レビュ 指定証明 十四条の十の五第 以下同じ。 自己の印を押さなければなら (同法第三十四条の十の四第 自署し、 である業務執行社員が作 (公認会計士法第三十四 中間監査報告書又は四 又は当該特定証明に 当該各号に定める事 又は特定証明 かつ、自己の印を 一項に規定する である 当該 同

から第七号までに掲げる関係を有する場合三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の

(監査報告書等の記載事項)

第四条 ない。 押さなければならない。 ない。 項を簡潔明瞭に記載し、 作成の年月日を付して自署し、 項に規定する指定社員をいう。 該指定証明に係る指定社員 条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。 監査法人の代表者のほか、 半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、 作成の年月日を付して自署し、 一報告書には、 以 下 この場合において、当該監査報告書、 前条第 「業務執行社員」という。 一項の監査報告書、 次の各号に掲げる区分に応じ、 ただし、 かつ、 当該監査証明に係る業務を執行した社員 (公認会計士法第三十四条の かつ、 かつ、 公認会計士又は監査法人の代表者が 以下同じ。 が、 中間監査報告書又は四半期レビ 指定証明 自己の印を押さなければなら 自己の印を押さなければなら 自署し、 (公認会計士法第三十四 中間監査報告書又は四 である業務執行社員が 当該各号に定める事 かつ、 であるときは、 自己の印を 十の四第 当該

一~三 (略)

2 \ 14

(略)

(監査概要書等の提出

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規 第 第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第六項の規 第

2 · 3 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理)

条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四半期レビュ)第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前第五条の二金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

(法令違反等事実の通知)

・概要書とする。

事実をいう。)を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の法令違反等事実(法第百九十三条の三第一項に規定する法令違反等一項に規定する特定発行者をいう。次条において同じ。)における第七条 監査証明を行うに当たり特定発行者(法第百九十三条の二第

一~三(略)

2 14 (略)

(監査概要書等の提出

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第五項の規第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第五項の規第五条 公認会計士又は監査法人は、法第百九十三条の二第五項の規

2 · 3 (略)

(監査証明に関する書類の財務局長等の受理

半期レビュー概要書とする。ものは、前条第一項に規定する監査概要書、中間監査概要書又は四第五条の二 令第三十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定める

(新設)

(意見の申出の手続)

第八条 法第百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士

提出しなければならない。
又は監査法人は、次に掲げる事項を記載した書面を、金融庁長官に

| 務所の所在地 | 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事

一特定発行者の商号又は名称

三 法第百九十三条の三第一項の規定による通知を行つた日

四意見の要旨

五 意見の内容(法第百九十三条の三第二項第一号の事項及び同項

第二号の事項の別に記載すること。

附則

校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等(第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証

(新設)

附則

十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。)十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人又は同法第六行し、若しくは発行しようとする学校法人等(私立学校法(昭和二12 第一条の規定は、令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発

項において同じ。)又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規項において同じ。)又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定におができる。

\bigcirc 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)(第一条関係)

1	現 行
第一号様式 監査 概要書	第一号様式 監査
(略)	
(記載上の注意)	(記載上の注意)
次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。	次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載す
(1)・(2) (昭)	1)・(2) (略)
(3) 監査人の状況	3) 監査人の状況
「監査責	監査責任者等の氏
会計士の氏名及び連続して監査人であつた会計期間を記載し、監査人が	計士の氏名及び連続
法人である場合には業務執行社員、指定社員又は指定有限責任社員の氏名	法人である場合には業務執
与した会計期	記載するこ
況」には、補助	補助者の状況」には、補
者又は業	
の異動状況」には、当事業年度の中間会計期間又は前事業年度の	異動状況」に
しくは指定有限責任社員が当事業年度の	行社員者しく
又は業務執行社員、指定社員若しくは指定有限責任社員と異なる場合に、当	しくは指定社員と異なる場合
	は業務執行社員
若しくは指定有限責任社員の氏名を記載するこ	
(4) (略)	4) (略)
(5) 品質管理の状況	5) 品質管理の状況
a (取心)	a (略)
b 意見審査を行った監査法人の担当者が指定社員 <u>又は指定有限責任社員</u> である場合にはその旨を付	b 意見審査を行つた監査法人の担当者が指定社員である場合にはその旨を付記す
記すること。	
(6)~(10) (配)	6)~(10) (略)

 \bigcirc 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)(第二条関係)

改 正 案	現行
目次	目次
第一章 総則(第一条—第三条)	第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 財務報告に係る内部統制の評価(第四条・第五条)	第二章 財務報告に係る内部統制の評価(第四条・第五条)
第三章 財務報告に係る内部統制の監査(第六条—第十一条)	第三章 財務報告に係る内部統制の監査 (第六条—第十条)
第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制 第十二条・第十三条	第四章 外国会社の財務報告に係る内部統制 (第十一条—第十三条
<u> </u>	<u> </u>
第五章 雑則(第十四条—第十七条)	第五章 雑則(第十四条—第十七条)
附則	附則
(定義)	(定義)
第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各	第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 連結子会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する	六 連結子会社 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する
規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規	規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この条において「
則」という。)第二条第四号に規定する連結子会社をいう。	連結財務諸表規則」という。)第二条第四号に規定する連結子会
	社をいう。
七~十 (略)	七~十 (略)

(内部統制報告書の記載事項)

· 二 (略

(内部統制監査報告書の記載事項

の代表者が作成の年月日を付して自署し、 業務執行社員が作成の年月日を付して自署し 四条の十の五第 係る指定社員 という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。 する指定証明をいう。 査法人の作成するものであるときは、 に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、 一項に規定する特定証明をいう。 当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員 ればならない。 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号 指定証明 又は当該特定証明に係る指定有限責任社員 (同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員 二項に規定する指定有限責任社員をいう。) である この場合において、 (公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定 又は特定証明)であるときは、当該指定証明に かつ、 当該内部統制監査報告書が監 当該監査法人の代表者のほ (同法第三十四条の十の五第 公認会計士又は監査法人 かつ、自己の印を押さな かつ、 自己の印を押 (同法第三十

(内部統制報告書の記載事項)

·二 (略)

- (田)

、内部統制監査報告書の記載事項

第六条 印を押さなければならない。 である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、 員 する指定証明をいう。)であるときは、 という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。 ければならない。この場合において、 の代表者が作成の年月日を付して自署し、 に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、 ただし、 査法人の作成するものであるときは、 当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員 (同法第三十四条の十の四第 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、 指定証明 (公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定 |項に規定する指定社員をいう。) かつ、 当該内部統制監査報告書が監 当該監査法人の代表者のほ 当該指定証明に係る指定社 公認会計士又は監査法人 かつ、自己の印を押さか かつ、 次の各号 自己の

する。	とする。 閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係 第十一条 法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士に係る内 (公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)
長等に提出しなければならない。	等に提出しなければならない。 (監査証明を受けることを要しない旨の承認)
(新設)	(監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と認められる証明を受けた場合と記められる証明を受けた場合と記められる証明を受けた場合と記められる証明を受けた場合とする。
2~6 (略) — ~五 (略)	2~6 (略) 1~五 (略) さなければならない。

(略)

三第三項に規定する監査関連業務を行ってはならない場合 において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の 公認会計士法第二十四条の三第一項 (同法第十六条の二第六項

定めるものは、 法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で 次のいずれかに該当する場合における関係とする。

三~五 (略

項の業務を行ってはならない場合

公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第

士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との 公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計

七 (略)

監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に規定する 査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計 士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合 監査法人の社員の半数以上の者が、 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締 執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監 本人又は配偶者につき、 · 被

(略

て準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三に規 定する監査関連業務を行ってはならない場合 公認会計士法第二十四条の三 (同法第十六条の二第六項にお

四~六 (略)

2 定めるものは、 法第百九十三条の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で 次のいずれかに該当する場合における関係とする。

(略)

二 公認会計士法第三十四条の十一の二において準用する同法第 ない場合 十四条の二の規定により同法第二条第一項の業務を行ってはなら

三 分 五. (略

士法施行令第八条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場 間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との

合

七

(略)

役、 士法施行令第八条第五号に掲げる関係を有する者がある場合 査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、 監査法人の社員の半数以上の者が、 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締 執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監 本人又は配偶者につき、 公認会計 被

監査会社との間の公認会計士法施行令第八条第七号に規定する関

号から第七号までに掲げる関係を有する場合第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間

(外国会社の内部統制報告書)

第十二条(略)

(削る)

て記載するものとする。 第十三条 前条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加し

(略)

三

二 前条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点

当該内部統制報告書について、外国監査法人等が法第百九十三

施している場合における、内部統制監査との主要な相違点条の二第二項第一号の監査証明に相当すると認められる証明を実

から第七号までに掲げる関係を有する場合三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の

(外国会社の内部統制報告書)

第十一条 (略)

する者により法第百九十三条の二第二項の監査証明に相当すると認 を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当第三十六条に規定する内閣府令で定めるものは、前条の規定の適用第十二条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

| 加して記載するものとする。| 第十三条 第十一条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追

められる証明を受けた者とする。

(略)

二条関係)
二条関係)
日条関係)
日条関係)
日条関係)
日条関係)
日条関係)
日条関係)
日本関本の書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)(第

	改 正 案		現	行
第二号様式		第二号様式		
【表紙】		【表紙】		
【提出書類】	内部統制報告書	【提出書類】	内部統制報告書	報告書
	(明各)		(器)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)		
(1) 一般的事項		(1) 一般的事項		
a ~ c (略)		a ~ c (略)		
d <u>第12条</u> の規定に基づき、	第12条の規定に基づき、本報告書の用語、様式及び作成方法を本国又は本国以外の本邦外地域に	d <u>第11条</u> の規定に基づき、	本報告書の用語、様式	-基づき、本報告書の用語、様式及び作成方法を本国又は本国以外の本邦外地域に
おいて開示している財務	おいて開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書によっている場合には、当該内部統	おいて開示している財務報	告に係る内部統制を	おいて開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書によっている場合には、当該内部統
制報告書を作成するに当;	制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法その他第13条に規定する事項	制報告書を作成するに当た	: った準拠している用詞	制報告書を作成するに当たって準拠している用語、様式及び作成方法その他第13条に規定する事項
を記載すること。なお、こ	を記載すること。なお、この場合には、「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事	を記載すること。なお、こ	の場合には、「1 東	なお、この場合には、「1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事
項」の記載に先立って、i	適当な事項名を付した上で記載すること。	項」の記載に先立って、適当な事項名を付した上で記載すること。	i当な事項名を付した_	とで記載すること。
e <u>第12条</u> の規定の適用を	第12条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、外国監査法人等(公認会計士法第1条	e <u>第11条</u> の規定の適用を	受ける内部統制報告書	の適用を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当する者
の3第7項に規定するタ	の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)から法第193条の2第2項第1号の監査証明に	により法第193条の2第21	<u>項</u> の監査証明に相当す	により法第193条の2第2項の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨
相当すると認められる記	相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。	を記載すること。		
(2)~(11) (路)		(2)~(11) (略)		

○ 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)(第三条関係)

会計士名簿に登録しなければならない。	Strike	第十一条 協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の 第十一条	懲戒処分の登録) (懲戒処	を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日	含む。)に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令 含む。	法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合を / 九 法第	一~八 (略) 一~八	の各号に掲げる事項とする。	第二条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次 第二条 公	登録事項)	改 正 案
い。いる経会計士名簿文は外国公認会計士名簿に登録しなければならな	ない いっぽんは、引いない にっぽい ましい ないのない 処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項	協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の	懲戒処分の登録)	を受けた年月日	含む。)に規定する懲戒処分を受けたときは、その種類及び処分	法第二十九条(法第十六条の二第六項において準用する場合を	(略)	の各号に掲げる事項とする。	公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次	事項)	

〇 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)(第三条関係)

		•			Ī
(略)	=		(略)	-	
	年月日			年月日	納付命令
	種類	懲戒処分		種類	懲戒処分及び課徴金
年 試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 全科目免除 年実務補習修了 年実務補別等号 第 作了推览器号 第 号 年業務補助等終了 報告書受理番号 第		公認会計士となる資格	年 試験 合格証書番号 第 号 全科目免除 年実務補習修了 修了確認番号 第 号 作業務補助等終了 報告書受理番号 第 号		公認会計士となる資格
	所在地	野J077 ソ シ 幸=*077 / /		所在地	15/17/27 7 °O ===7/2///
	夕掛	監査法人の名称		タ鉄	監査法人の名称
	- OH	監査法人に勤務するとき		<u>-</u>	監査法人に勤務すると
	所在地			所在地	
氏名 登録番号 第 号	名称	勤務する事務所	氏名 登録番号 第 号	名称	勤務する事務所
	務所に勤務するとき	他の公認会計士等の事務所に勤務すると		-務所に勤務するとき	他の公認会計士等の事務所に勤務すると
	所在地	務所		所在地	務所
	名称	主として執務する事		名称	主として執務する事
		主たる事務所の所在地			主たる事務所の所在地
		監査法人の名称			監査法人の名称
		監査法人の社員のとき			監査法人の社員のとき
	所在地	促たる事務所		所在地	促たる事務所
	名称	コニタシ牛 ム マスツ		名称	12-45 to 4.77
	所在地	王たる事務所		所在地	主たる事務所
	名称	The state of the state of		名称) or the stance
		自ら業務を営むとき			自ら業務を営むとき
		住所			住所
		本籍			本籍
(年月)		旧氏名 (変更年月)	(年月)		旧氏名 (変更年月)
大正 年 月 日生 昭和 平成		共名	大正 年 月 日生 昭和 平成		天名 第
明治		(ふりがた)	明治		(ふりがた)
日 登録番号 第 号	年月	登録年月日	日 登録番号 第 号	年 月	登録年月日
公認会計士登録名簿		様式第一号	公認会計士登錄名簿		様式第一号
行	現		文 正 案	投	

〇 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)(第三条関係)

(明各)				(略)		
	年月日				年月日	納付命令
	種類	懲戒処分			種類	懲戒処分及び課徴金
年 試験・選考 承認番号 第 号	資格	外国公認会計士となる資格	承認番号 第 号	年 試験・選考	資格	外国公認会計士となる資格
	.公認会計士に相当。	外国において取得した公認会計士に相当す る資格			公認会計士に相当す	外国において取得した公認会計士に相当す る資格
	所在地				所在地	
	名称	勤務する事務所			名称	勤務する事務所
		監査法人の名称				監査法人の名称
	0.	監査法人に勤務するとき			(사	監査法人に勤務するとき
	所在地				所在地	
氏名 登録番号 第 号	名称	勤務する事務所	登録番号 第 号	氏名	名称	勤務する事務所
OF .	務所に勤務すると	他の公認会計士等の事務所に勤務するとき			務所に勤務するとき	他の公認会計士等の事務所に勤務すると
	所在地	務所			所在地	務所
	名称	主として執務する事			名称	主として執務する事
		主たる事務所の所在地				主たる事務所の所在地
		監査法人の名称				監査法人の名称
		監査法人の社員のとき				監査法人の社員のとき
	所在地	促たる事務別			所在地	使にる事務所
	名称	出発申2~氷			名称	対数車 2 4 秒
	所在地	土にる事務所			所在地	土にる事務別
	名称	11 松里 2 子子			名称	12年2年7
		自ら業務を営むとき				自ら業務を営むとき
		住所				住所
		本籍				本籍
(年月)		旧氏名 (変更年月)	(年月)			旧氏名 (変更年月)
平成				平成		
大正 年 月 日生		庆 名	: 年 月 日生	大正		天名
		(よりがな)		明治		(よりがな)
月日登録番号第号	年	登録年月日		号 第一条	年月	登録年月日
外国公認会計士登録名簿		様式第三号		外国公認会計士登録名簿		禄式第三号
7.	, ,			F		
相	#			学 计 教		

 \bigcirc 企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年大蔵省令第五号) (第四条関係)

	改 正 案		現行
第七号様式		第七号様式	
【表紙】		【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書
	(明各)		(宮哈)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(1)~(47) (略)		(1)~(47) (略)	
(48) 経理の状況		(48) 経理の状況	
a 財務書類について公	財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人等</u>	a 財務書類について公認	財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若し</u>
(公認会計士法第1条	(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。第八号様式において同じ。) か	くは監査法人に相当する。	くは <u>監査法人に相当する者により</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その
<u>ら</u> 監査証明に相当する	<u>ら</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。	旨を記載すること。	
b・c (略)		b ・ c (略)	
(49)~(64) (略)		(49)~(64) (略)	

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)(第四条関係)

改正案	現行
第八号様式	第八号様式
【表紙】	表紙】
【提出書類】 有価証券報告書	【提出書類】 有価証券報告書
(関係)	(路)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(尾谷)	(電影)
(1) \sim (29) (略)	(1)~(29) (現的)
(30) 経理の状況	(30) 経理の状況
a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人等</u>	a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若し</u>
から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。	くは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その
	旨を記載すること。
b・c (略)	b · c (略)
$(31) \sim (43)$	(31)~(43) (略)

 \bigcirc 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)(第五条関係)

を示す証票は、別紙様式四による。	別紙様式四による。 「別紙様式四による融庁の審判官が携帯すべきその身分を示す証を検査及び公認会計士法第三十四条の五十一第一項の規一・第二項の規一・第二項の規一・第二項の規一・第二項の規一・第二項の規
条の五の規定による険査の際に金融庁の審判官が携帯すべきその身4 金融商品取引法第百九十条第一項の規定により、同法第百八十五様式ニによる	五十一第二項の規定により、金融商品取引法第百八十五条の五の規4金融商品取引法第百九十条第一項及び公認会計士法第三十四条の携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。
若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙・監査審査会に委任されたものを除く。)の際に金融庁又は財務局	二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任された四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の四第
定による検査(同法第四十九条の四第二項の規定により公認会計士認会計士法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公	認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定による検査並びに公第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及
第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及おいて準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法三項の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条に	おいて準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法。)の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条に三項(同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む
三年法律第百三号)第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第2 金融商品取引法第百九十条第一項並びに公認会計士法(昭和二十	三年法律第百三号)第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第2 金融商品取引法第百九十条第一項並びに公認会計士法(昭和二十
現	改正案

\bigcirc 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第六条関係)

改正案	現行
第四号の二様式	第四号の二様式
【表紙】	【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書	【提出書類】 有価証券届出書
(路)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(1)~(37) (略)	(1)~(37) (略)
(38) 財務ハイライト情報	(38) 財務ハイライト情報
a (昭)	a (BA)
b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>
217	しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には
	て9月、118年11年25年底の東国東ロ首(25か648年9年11年25年度)の13年27年28日と25人の第一名監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証
う。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告	明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表
書に相当するもの(訳又を含む。以下この様式において同じ。)か当該財務諸表に際付されている 旨及12当款原本訂明を行った小穀会計十の任を▽け原本注しのを依を記載するヾソ	に添けるれている盲及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載する
(39)~(55) (略)	(39)~(55) (略)
(56) ファンドの経理状況	(56) ファンドの経理状況
a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>
<u>等から</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明になる既未却も事立は北非には北井では北井では北井では北井では北井では北井では北井では北井では北井では北井で	しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、 そのじむ申) 半芽野木が出げなる野木却仕事では半芽野木が出げね氷するし切みでもでする証明であ
でほの恒年版の首人は1186年4月2176日)のであるの4-20年217ほの恒年版の首で6日)の C	でジョ引奏り、国家恒国用型で保み恒国版の首人は国家恒国開ジで信用するのでありなる場合でに下る暗極報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。
b~d (略)	b~d (略)
(57)~(63) (略)	(57)~(63) (略)
(64) 管理会社の経理状況	(64) 管理会社の経理状況
a (略)	a (略)
b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	b 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>
等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証	しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合に
明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当する	は、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる
ものは、該当する財務書類に添付すること。	証明に係る監査報告書に相当するものは、該当する財務書類に添付すること。
C (場各)	C (報名)
$(65) \sim (74)$ (略)	(65)~(74) (略)

\bigcirc 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第六条関係)

み	超
第四号の四緒式	第四号の団様式
【表紙】	[表紙]
【提出書類】 有価証券届出書	【提出書類】 有価証券届出書
(略)	(解答)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
(1)~(44) (略)	(1)~(44) (略)
(45) 財務ハイライト情報	(45) 財務ハイライト情報
a (略)	a (成分)
b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>
等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る	しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、
監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下こ	その旨、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定す
の様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当す	る監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証
るもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表に添付されている旨及び当該	明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)が当該財務諸表
監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。	に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載する
	ů. L
(46)~(72) (略)	(46)~(72) (略)
(73) 外国投資法人の経理状況	(73) 外国投資法人の経理状況
a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>
等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明	しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、
に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するも	その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係
のは該当する財務書類に添付すること。	る監査報告書に相当するものは該当する財務書類に添付すること。
b ~ d (略)	b ~ d (略)
(74) \sim (84) (略)	(74)~(84) (略)

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第六条関係)

	双 正 繁		現
第五号の五様式		第五号の五様式	
【表紙】		【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書
	(是於)		(斑谷)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(1)~ (12) (略)		(1)~ (12) (略)	
(13) 財務書類		(13) 財務書類	
a 財務書類について、4	財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人	a 財務書類について、公司	財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若
等から監査証明に相当な	<u>等から</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明	しくは監査法人に相当す	<u> 当する者により</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、
に係る監査報告書(財務	に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)	その旨記載し、当該監査	監査証明に係る監査報告書 (財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に
又は当該監査証明に相	又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)	規定する監査報告書をい	規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に
は該当する財務書類に添付すること。	添付すること。	相当するもの(訳文を含	(訳文を含む。) は該当する財務書類に添付すること。
b~d (略)		b~d (略)	
(14)~(26) (略)		(14) \sim (26) (略)	

\bigcirc 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第六条関係)

	改正案		現	行
第六号の二様式		第六号の二様式		
【表紙】		【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書	3出書
	(現)		(略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)		
$(1) \sim (16)$		$(1) \sim (16)$		
(17) 財務書類		(17) 財務書類		
a 財務書類について、公	財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>外国監査法人</u>	a 財務書類について、公司	忍会計士若しくは監査	財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士者
等から監査証明に相当す	<u>等から</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明	しくは監査法人に相当す	る者により監査証明に	相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、
に係る監査報告書(財務	に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。)	その旨記載し、当該監査	証明に係る監査報告書	その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に
又は当該監査証明に相当	又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)	規定する監査報告書をい	う。) 又は当該監査証	書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に
は該当する財務書類に添付すること。	稼付すること。	相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。	む。)は該当する財務	§書類に添付すること。
b ~ d (略)		b ~ d (略)		
(18)~(30) (路)		(18)~(30) (路)		

\bigcirc 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)(第六条関係)

	改 正 案		現行	
第六号の六様式		第六号の六様式		
【表紙】		【表紙】		
【提出書類】	有価証券届出書	【提出書類】	有価証券届出書	
	(母子)		(略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)		
(1)~(61) (略)		(1)~(61) (略)		
(62) 外国組合等の経理状況		(62) 外国組合等の経理状況		
a 財務書類について、公	財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人	a 財務書類について、公	·て、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は <u>公認会計士若</u>	公認会計士若
等から監査証明に相当っ	<u>等から</u> 監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明	しくは監査法人に相当す	相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には.	いる場合には、
に係る監査報告書(財務	に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。	その旨記載し、当該監査	その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に	府令第3条に
以下この様式において同	以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に	規定する監査報告書をい	規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。)又は当該監査証明に相当すると認めら	すると認めら
相当するもの(訳文を含	相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当する財務書類に添付すること。	れる証明に係る監査報告	.査報告書に相当するもの(訳文を含む。以下この様式において同じ。)は該当す	。) は該当す
		る財務書類に添付すること。	ر. د	
b ~ d (略)		b ~ d (略)		
(63)~(76) (略)		(63)~(76) (略)		

○ 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)(第七条関係)

7~9 (略)	二・三(略)	を除く。)に関すること。	計士法第三十四条の四十二第一項の規定こより審判官が行うものによる審判の事務(金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会	び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第五章の五の規定	一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六章の二及	6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2~5 (略)	第一条 (略)	(管理室等及び企画官等)	改正法
7~9 (略)	二・三(略)			規定による審判の事務(同法第百八十条第一項の規定により審判	一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六章の二の	6 審判手続室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2~5 (略)	第一条 (略)	(管理室等及び企画官等)	現

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 (平成十五年内閣府令第十三号)

第八条関係

電子情報処理組織による申請等 改 正 法 (電子情報処理組織による申請等) 現

2 (略) 第

二条

略

3 請等を除く。 ものと併せてこれを送信しなければならない 証できるものに限る。 項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣 五年大蔵省令第二十二号)第六条並びに第二十四条第一項及び第五 及び第五項、 に第十三条第一項及び第四項、 に関する内閣府令 大蔵省令第十二号)第 (昭和四十八年大蔵省令第五号) 第五条並びに第十五条の二第一項 ての情報に電子署名を行い、 申請等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 一条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認 (平成十四年内閣府令第四十五号))を行う者は、 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第三条並び 一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示 であって、 第 当該電子署名に係る電子証明書 企業内容等の開示に関する内閣府令 一項の規定により入力する事項につ 次の各号のいずれかに該当する 第二条第七項に規定する申 (昭和三十二年 (平成 (法

〈 匹

(略

行

(略)

3 2 第三

二条

略

府令 証できるものに限る。 請等を除く。)を行う者は、 項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣 五年大蔵省令第二十二号)第六条並びに第二十四条第一項及び第五 ものと併せてこれを送信しなければならない。 第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認 いての情報に電子署名を行い、 及び第五項、 に第十三条第一項及び第四項、 に関する内閣府令 大蔵省令第十二号)第一条の二、外国債等の発行者の内容等の開 一 四 (昭和四十八年大蔵省令第五号) 第五条並びに第十五条の二第一項 申請等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 (平成十四年内閣府令第四十五号) 略 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第三条並び)であって、 第 当該電子署名に係る電子証明書 企業内容等の開示に関する内閣府会 一項の規定により入力する事項に 次の各号のいずれかに該当する 第二条第七項に規定する申 (昭和三十二年 平成

4 5

略

電子情報処理組織による処分通知等

第五条 略

2 (略)

3 内閣府令第十五条の二第四項、 開 情報に電子署名を行い、 行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、 知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、 手続の特例等に関する内閣府令第一 る内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による 通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられ 査 示に関する内閣府令第十三条第三項、 証明に関する内閣府令第 行政機関等が、 前二項の規定により処分通知等 当該電子署名に係る電子証明書を当該処分 一条の三、外国債等の発行者の内容等の 特定有価証券の内容等の開示に関す 一条第四項に規定する処分通知等 企業内容等の開示に関する 当該処分通知等の (財務諸表等の監 当該処分通 3

4 6 略

たファイルに記録しなければならない。

別表 (第 一条関係

\ (削る) (略

> 4 • 5 略

電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略

2 (略)

内閣府令第十五条の二第四項、 開示に関する内閣府令第十三条第三項、 情報に電子署名を行い 行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、 知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項 を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分诵 手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項に規定する処分通知等 る内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による 査証明に関する内閣府令第 たファイルに記録しなければならない。 通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられ 行政機関等が、 前二項の規定により処分通知等 当該電子署名に係る電子証明書を当該処分 一条の二、 特定有価証券の内容等の開示に関 外国債等の発行者の内容等の 企業内容等の開示に関する 当該処分通知等の (財務諸表等の監

4 6 略

別表 (第一条関係

一 ~ 十 略

+ 監査法人に関する内閣府令 (昭和四十 一年大蔵省令第四十六号

-28-

十一~十五 (略)	十二~十六 (略)
(削る)	十七 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令(昭和四十九年
	大蔵省令第五十八号)
十六~五十七 (略)	十八~五十九 (略)
五十八 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第 号)	(新設)
五十九 特定社員登録規則(平成十九年内閣府令第 号)	(新設)

 \bigcirc 公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令(平成十六年内閣府令第八号)(第九条関係)

のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその 第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の三第二項の規定による検査(同法第四十九条の三第二項の規定による検査(同法第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の三第二項の規定による検査(同法第四十九条の三第二項の規定により、同法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項のに限る。)の際に公認会計士・監査定により、同法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその財規定により、同法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第三項ののに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその財規定により、同法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第三項ののに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式による。のに限る。)の際に公認会計士・監査審査会に委任されたものに限る。)の際に公認会計士・監査定により、同法第四十九条の三第三項の規定により、同法第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項の
改 正 案 現 行

 \bigcirc 公認会計士・監査審査会事務局組織規則(平成十六年内閣府令第十一号)(第十条関係)

(審査検査室) に関すること。 (審査検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 「大条の四第二項及び第三項の規定による報告及び資料の徴収(法第四十九条の三の二第一項の規定による報告及び資料の徴収(法第四十九条の三の二第一項の規定による報告及び資料の徴収(法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。 「大条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定により委任されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の四第二項及び第三項の規定によりを行されたものに限る。」 「大条の一項を行うによる。 「大条の一項を行うによる。 「大条の一定を 「	2 (略) 四・五 (略) 四・五 (略) の措置の勧告の手続に関すること。	(総務試験室) (総務試験室) (総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。 第二条 総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。	改正法
(審査検査室) 委任されたものに限る。)に関すること。 (審査検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 委任されたものに限る。)に関すること。	2 (略) 四·五 (略)	(総務試験室) め行うべき行政処分その他の措置の勧告の手続に関すること。 三 公認会計士、外国公認会計士及び監査法人の公認会計士法(昭 一・二 (略) (総務試験室は、次に掲げる事務をつかさどる。	現行

2 (略)	五・六(略)	いう。)に関すること。	及び第三項の規定により委任されたものに限る。以下「検査」と	九条の三の二第二項の規定による検査(法第四十九条の四第二項	四 法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十	三 (略)
2 (略)	五・六(略)		に限る。以下「検査」という。)に関すること。	よる検査(法第四十九条の四第二項の規定により委任されたもの	四 法第四十六条の十二第一項及び第四十九条の三第二項の規定に	三(略)

 \bigcirc 公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第十七号)(第十一条関係)

(研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (研修の免除) (対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 (略) (対・)。)に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 (略) (対・)。)に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 (いう。)に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 (いう。)に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。 (いう。)に対し、当該事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずがあ事曲のいず第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずがあ事曲のいずの発除) (研修の免除)	(研修の免除) (研修の免除)
(研修の免除)	(研修の免除)
現行	改正案